

## 東日本大震災に係る事業承継税制の要件緩和の特例(概要)

○東日本大震災により一定の被害(以下(1)~(3)のいずれか)を受けた認定会社等は、その被害を受けたことについて「経済産業大臣の確認」(震災特例省令<sup>\*1</sup>第2条第1項)を受けた場合は、その被害の態様に応じて事業継続要件等が緩和されます。

### 特例の概要

	(1) 資産の被害が大きい会社	(2) 従業員の多くが属する事業所が被災した会社	(3) 売上高が大幅に減少した会社								
被害の態様 【経産大臣の確認事由】	$\frac{\text{被害を受けた資産}}{\text{総資産}} \geq 30\%$ <p>「被害を受けた資産」とは次の資産をいう。 ① 震災により滅失等した資産 ② 原発警戒区域等に所在する資産 (注) ①②は、一定の非事業用資産を除く</p>	$\frac{\text{被災事業所の従業員数}}{\text{従業員の総数}} \geq 20\%$ <p>「被災事業所」とは次の事業所をいう。 ① 震災により損壊し、震災直後6月間、従業員が本来業務に従事できなかった事業所 ② 原発警戒区域等に所在する事業所</p>	$\frac{\text{震災直後6月間の売上高}}{\text{前年同期間の売上高}} \leq 70\%$ <p>売上減に加え、会社は、次のいずれかの要件を満たす必要あり。 イ 指定地域<sup>*3</sup>に本店が所在したこと ロ 震災により事業用建物が損壊したこと</p>								
事業継続要件の緩和 【対象:認定会社 <sup>*2</sup> 】	<p>◎ 次の事業継続要件を免除</p> <p>① 雇用80%確保【5年間】 ② 資産管理会社<sup>*4</sup>に非該当【10年間】</p> <p>(注)【】内は緩和期間(以下、右において同じ)</p>	<p>◎ 次の事業継続要件を免除</p> <p>① 雇用80%確保【5年間】 ② 資産管理会社に非該当【10年間】</p> <p>(注)被災事業所以外の事業所に係る雇用80%確保要件は、免除の対象外</p>	<p>◎ 年間売上高に応じて、次の事業継続要件を緩和</p> <p>① 雇用80%確保【最長5年間】 ② 資産管理会社に非該当【最長10年間】</p> <p>(注)下表の売上割合に応じた雇用割合が確保されているときに限る。<sup>*5</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上割合 (震災直前年度との対比)</th> <th>雇用割合 (相続・贈与時の対比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%未満</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>70%以上~100%未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	売上割合 (震災直前年度との対比)	雇用割合 (相続・贈与時の対比)	70%未満	免除	70%以上~100%未満	40%	100%以上	80%
売上割合 (震災直前年度との対比)	雇用割合 (相続・贈与時の対比)										
70%未満	免除										
70%以上~100%未満	40%										
100%以上	80%										
猶予税額の免除事由の追加	◎ 破産等した場合には、事業継続期間内(適用から5年間)であっても猶予税額を免除										
認定要件の緩和 【対象:認定を受けようとする会社 <sup>*2</sup> 】	<p>◎ 次の認定要件を免除</p> <p>① 雇用80%確保 ② 資産管理会社に非該当 ③ 事前確認及び後継者の直前役員就任 (注)③は特例の対象となる相続が「震災後」である場合のみ免除</p>										

(\*1)震災特例省令とは、「東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令(平成23年経済産業省令67号)」のことをいいます。

(\*2)本特例の対象となる認定会社(認定を受けようとする会社)は、後継者が、平成23年3月10日以前の贈与又は平成24年6月13日以前の相続により対象株式等を取得する場合に限りです。

(\*3)「指定地域」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律29号)第34条第1項に規定する指定地域をいいます。

具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県全域並びに埼玉県、新潟県、長野県の一部(平成24年2月現在)です。

(\*4)「資産管理会社」とは、有価証券、一定の不動産、現金・預金等、特定資産の保有割合が総資産の70%以上の会社やこれらの特定資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の一定の会社をいいます。

(\*5)「(3)売上高が大幅に減少した会社」が本特例を継続するためには、一定期間にわたり毎年、売上割合及び雇用割合を経済産業局及び税務署へ報告する必要があります。

### 特例の対象者

- ① 経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けている会社(認定会社)  
 ② 認定を受けようとする会社 ※認定を受けようとする会社は、認定後については、①認定会社に係る事業継続要件の緩和の適用があります。  
 ※上記①②共に、平成23年3月10日以前の贈与又は平成24年6月13日以前の相続に係る認定が対象です。

### 特例の手続

特例を受けるためには、上記(1)~(3)のいずれかの会社に該当することについて「経済産業大臣の確認」を受ける必要があります。最寄りの経済産業局へ以下の申請期限までに所定の手続を行ってください。(その後、税務署への届出も必要となります。)

- ① 認定会社(施行前の相続・贈与に限る):平成24年12月13日迄  
 ② 認定を受けようとする会社:当該認定の申請期限迄

### 問い合わせ先

確認申請手続きの詳細については、最寄りの経済産業局にお問い合わせ下さい。